



〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-2-9

プラネット南森町ビル 8階

電話 06-6352-3400 FAX 06-6352-3401

メール [saposen-osaka@lemon.plala.or.jp](mailto:saposen-osaka@lemon.plala.or.jp)ホーム <http://www.saposen-osaka.org>

編集・発行/ NPO 労働と人権サポートセンター・大阪



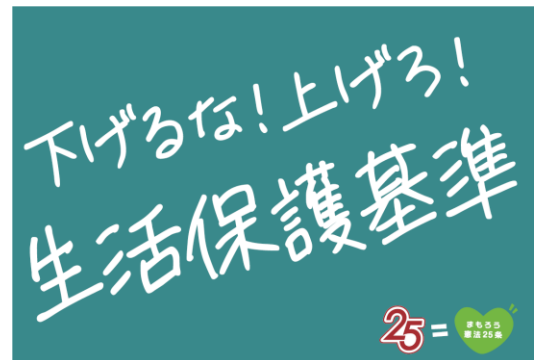
サポセン通信 46号 目次

- ・生活保護減額訴訟の現状と国と原告の主張争点 1～2 ページ
- ・桐生市の生活保護窓口の違法対応と利用者・保護費総額半減 3 ページ
- ・案内 大阪の維新政治と民主主義を考えよう！講演と交流のつどい 4 ページ

## 生活保護減額訴訟とは

第二次安倍政権は生活保護利用者 216 万人に対して 2013 年から 3 回に分けて生活扶助基準（生活保護基準の生活費部分）を平均 6.5%、最大 10%（年間削減費 670 億円）引き下げた。

これに対して全国 29 都道府県、1000 名を超える生活保護利用者が原告となり国・自治体を相手に減額処分の取消等を求めて訴訟（通称・いのちのとりで裁判）を提起した。そして当事者・支援者は「いのちのとりで裁判全国アクション」（作家 雨宮処凜さんらが共同代表）を立ち上げて裁判支援闘争を展開している。



全国アクションのプラカード

## 生活保護減額訴訟 原告勝訴は地裁 15 高裁 1 判決

国が 2013～15 年、生活保護基準額を引き下げたのは違法として、秋田市の受給者 12 人が減額決定の取り消しを求めて 2015 年 5 月 22 日に提訴した訴訟の控訴審判決で、仙台高裁秋田支部は 3 月 14 日、原告の請求を棄却した一審・秋田地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却した。

また 4 月 26 日大阪高裁は、兵庫県内の受給者 9 人が居住自治体の減額決定の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、請求を棄却した一審・神戸地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却した。

今回の控訴審判決を受けて弁護団は「結論ありきの“手抜き判決”であり高裁の職責を放棄したものである」との批判を明らかにしている。

同種の訴訟は 2014 年 2 月 25 日の佐賀地裁への提訴を皮切りに全国 29 地裁に起こされ、高裁判決は 4 件目。2023 年 4 月 14 日の大阪高裁判決は請求を退けたが、2023 年 11 月 30 日の名古屋高裁判決は減額決定を取り消して国家賠償も命じ、判断が分かれていた。

本年 5 月 1 日現在、原告側勝訴判決は地裁判決で 15 判決（一部認容を含む）、高裁判決は 1 判決

裁判での国と原告の主張の要点を「全国アクション」ホームページの開設記事から紹介する。国は「何が健康で文化的な最低限度の生活」であるかは、厚生労働大臣の合目的裁量に委ねられていると主張。原告は生活保護法はさまざまな観点から大臣の裁量に限定を加えていると主張する。

### 違法性の判断基準について

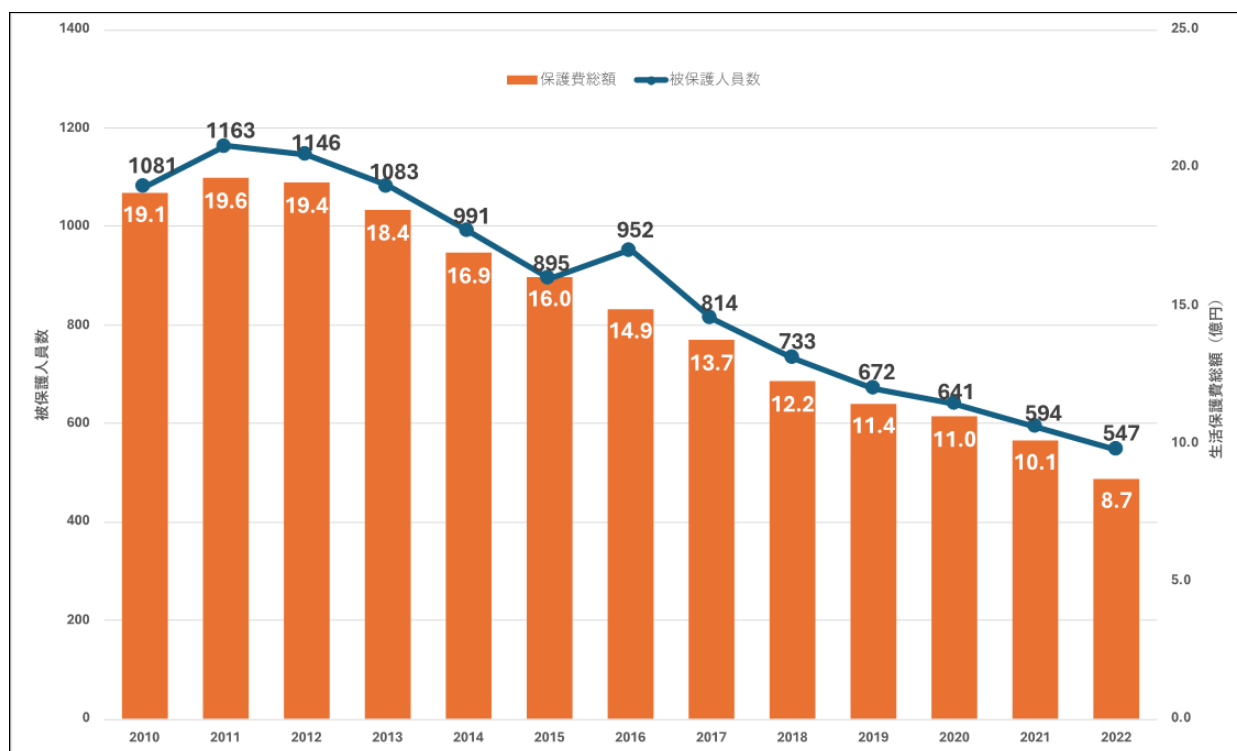
憲法25条	生活保護法8条
1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 2項 国は、…社会福祉…の向上及び増進に努めなければならない。	1項 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし…で行うものとする。
<b>国の主張</b>	何が「健康で文化的な最低限度の生活」であるかは、厚生労働大臣の合目的裁量に委ねられている（≒自由にどのように決めてもよい）
<b>原告の主張</b>	大臣の裁量は生活保護法8条と関連規定による委任によって条件づけられた範囲に限定される
<b>条件1</b> いったん具体化された給付水準を引き下げには合理的理由を説明しなければならない（事実上の立証責任の転換） <small>● 社会権規約11条1項「締約国は、…相当な生活水準についての…不断の改善についてのすべての者の権利を認める。」 ● 生活保護法8条2項「前項の基準は、…最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの…でなければならない。」</small>	<b>違反</b> 史上最大の引き下げにもかかわらず、計算過程のデータは廃棄した、など合理的理由を説明せず再検証不能
<b>条件2</b> 法定考慮事項を考慮しなければならず、不可考慮事項を考慮してはならない <small>● 生活保護法8条9条は、要保護者の年齢、世帯構成、所在地域、健康状態等の事情を考慮して、「生活上の需要（ニーズ）」を確実に満たす基準を設定するよう義務付けている。 一方、生活外要素（国家財政、国民感情など）の考慮は否定。</small>	<b>違反</b> 10%削減の結論が先にありきで国家財政、一部の国民感情、与党の選挙公約を考慮し、要保護者の生活上の需要を満たすかどうかは考慮せず。
<b>条件3</b> 専門家による審議会の意見に基づかなければならない <small>● 「保護の基準は能くまで合理的な基礎資料によって算定さるべく、…合理的な基礎資料は社会保障制度審議会の…調査研究の完了によって得られるべきことを説明し、かつ、社会事業審議会に即会を設け実際の運用に当たりその趣旨を生かすことを言明して了解を得た」（厚生省保護課長小山進次郎「生活保護法の解釈と運用」168頁）</small>	<b>違反</b> 基準部会に無断で、その数値を2分の1にしたりデフレを考慮するなどしている。
<b>平成25年の基準改定は、条件1・2・3にすべて違反しており違法</b>	
<b>= 老齢加算廃止に関する最高裁平成24年4月2日判決の基準からも違法</b>	
「判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否かの観点から、統計等の客観的数値との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無について審査されるべき」	

## 桐生市生活保護窓口の違法対応問題 調査団の報告が公表される

2023年11月新聞報道などで明るみに出た群馬県桐生市が生活保護費の支給について「1日1000円ずつ手渡し、全額支給しない」違法な対応をしていた問題で、桐生市生活保護違法事件問題全国調査団（団長・井上英夫金沢大学名誉教授）は4月4日、同市内で報告会を開催し、桐生市長、群馬県知事、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会座長宛の要望書を公表した。

調査団の調べでは、2012年7月から市が警察0Bを非常勤嘱託職員として生活保護の面接相談業務の補助者として採用していた。生活保護の相談者による威嚇や不当要求に対応する狙いだったが、警察0Bは相談者が不当要求者でなくても相談員として対応していた。また専門外の就労支援員として勤務することもあったという。

### 10年で生活保護率が半減 生活保護費総額も45%まで減少



桐生市における被生活保護人員数と保護費総額の推移

また、2012年度の被保護人員数1146人が2022年度は547人と半減し、生活保護費は2012年度の19億4340万円から22年度は8億7313万円と半分以下の45%まで減少したことが、調査団に対する桐生市からの回答で判明した。特に「母子世帯」は2011年の26世帯から2022年にはわずか2世帯と急減していることも明らかとなった。

「要望書」の全文は「生活保護問題対策全国会議」ブログまたは以下リンク先から入手することができる。<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/blog-entry-503.html>

大阪の維新政治と民主主義を考えよう！

分断による統治から信頼でつなぐ自治へ！

講演と交流のつとめ

日時：6月11日（火） 18時30分～20時30分

会場：ターネンビルNO2 2階

（谷町線「谷町4丁目」1A出口より北へ3分）（地図参照）

講演：大阪自治研センター副所長 山口勝己さん

大阪で都構想反対を担った経験から維新政治の本質的問題を分析するとともに、万博をめぐる迷走、IRカジノ頼みの成長戦略の実態を明らかにし、「自治」をキーワードにポスト維新政治への展望を考えます。

#### 講師プロフィール

1959年、大阪市生まれ  
 1983年4月～大阪市職員、就職直後から組合活動に参加  
 2012年3月 大阪市を退職、組合活動に専念  
 2016年10月～自治労大阪府本部執行委員長  
 2019年10月～大阪地方自治研究センター副所長  
 近著『「維新」政治と民主主義』（公人の友社）

資料代：500円

\*\*\*\*\*

共催：どないする大阪の未来ネット

NPO 労働と人権サポートセンター・大阪

フューチャーおおさか（大阪の未来をつくる市民ネットワーク）

大阪モニ太（大阪をモニタリングする市民の会）

連絡先：大阪市北区天神橋2-2-9 プラネット南森町8階

どないする大阪の未来ネット（06）6352-3400 FAX（06）6352-3401

